

多摩大学大学院同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は「多摩大学大学院同窓会」(以下「本会」という)とする。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、東京都内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の成長と親密化を図り、多摩大学大学院(以下、「本大学院」という。)との連携を深め、本大学院の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために以下の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 本会と本大学院及び大学とのコミュニケーションを図る為の各種会合
- (2) 講演会・セミナーなどの開催
- (3) 本会と本大学院及び大学との共同事業
- (4) 本会のホームページの運営、会報の発行
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

(機関の設置)

第5条 本会は本会の機関として、総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員および会費

(会員の種類)

第6条 本会は、次の各項に定める正会員と名誉会員及び賛助会員(以下、総称して「会員」という)によって構成される。

第1項 正会員

正会員とは、次の各号の通りとする。

- (1) 本大学院を修了した者で、年会費を納入した者
- (2) 本大学院の在校生または、在籍した者で年会費を納入した者

第2項 名誉会員

本会に功労のあった者又は、理事会が承認した者

第3項 賛助会員

本会の目的に賛同して入会した法人

(会費及び資格喪失)

第7条

第1項 年会費

会員は、本会の維持・運営を図るために以下の各号に定める年会費を納めなくてはならない。

- (1) 正会員 5千円
- (2) 名誉会員 なし
- (3) 賛助会員 5万円以上

第2項 会員の資格喪失

会員が次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失するとともに、年会費は理由の如何を問わず返還しない。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡又は除名をされたとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 本会の名誉をき損し又は、本会の目的に反する行為があったとき

第3章 総会

(会員総会)

第8条 会員総会(以下「総会」という)は、選定会員をもって構成し、本会会則に定めた事項に限り決議することができる。

(総会の種類)

第9条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(選定会員)

第10条 本会の運営を円滑にするために正会員の中より、選定会員を置く。

2. 選定会員の定数は、30名以上100名以内とし、その員数は理事会で決定する。
3. 選定会員は、正会員及び理事の推薦に基づき、理事会の過半数の賛成によって選出される。
4. 選定会員は、正会員の代表として総会に出席し決議をする権限を有する。
5. 選定会員の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時総会終結までとする。

(招集)

第11条 総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2. 総会の招集は、選定会員に対して、会日の7日前までに、日時及び場所並びに会議の目的たる事項を記載した総会開催通知を発してする。

(決議事項)

第12条 定時総会は、次の各号の議題を審議する。

- (1) 事業計画及び予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書及び財産目録
- (4) 理事及び監事の選出
- (5) 役員解任
- (6) 会則の変更
- (7) 本会の目的及び業務に関する事項

(決議の方法)

第13条 総会の決議は、総選定会員の議決権の過半数を有する選定会員が出席し、出席した当該選定会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 選定会員は、議長もしくは他の正会員(選定会員を除く)を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該選定会員又は代理人は、代理権を証明する書面を当会に提出しなければならない。

(議決権)

第14条 各選定会員は、1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 総会の議長は、出席選定会員の中から、互選によって選出される。

(議事録)

第16条 総会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2人以上が署名押印する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員及び選定会員の数
 - (3) 出席した選定会員の数及び出席した理事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 総会議事録は、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第17条 本会には以下に定める役員を置く。

第1項 種別および定数

- | | |
|---------|--------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名以上3名以内 |
| (3) 理事 | 10名以上15名以内 |
| (4) 監事 | 1名以上2名以内とする。 |

(選任)

第 18 条 理事及び監事は、選定会員の内より総会の決議によって、これを選任する。

2. 総会が招集されるまでの間において、理事又は監事が欠けた場合若しくは定款で定めた員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の理事または監事を選任することができる。
3. 会長、副会長は、理事の内、互選により選任する。

(職務)

第 19 条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。また、会長の指示に従い、理事会から委任された職務を行う。

2. 会長は、会務を掌握し本会を代表する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 監事は、本会の財産及び会計状況と理事の業務の執行を監査する。

(役員任期)

第 20 条 役員任期は、選任後 2 年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の任期の満了する時までとする。
3. 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 役員は、辞任又は任期満了の後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 21 条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

2. 解任の決議は、総選定会員の過半数を有する選定会員が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

(報酬)

第 22 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、総会の決議を得て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 23 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引。
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引。
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引。

(顧問)

第 24 条 本会に顧問を置くことができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第25条 本会に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(権限)

- 第26条 理事会は、次の職務等、この定款に定める職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督

(招集)

- 第27条 理事会は会長が招集する。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
 3. 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 年2回招集する。
ただし、会長が必要と認めるときは招集できる。
 - (2) 会長以外の理事の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 会長が必要と認めるとき及び前号の請求があった時は、会長は30日以内に臨時理事会を招集しなくてはならない。
 4. 理事会の招集通知は、会日の7日前までに各理事及び各監事に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
また、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開くことができる。

(議長)

- 第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がこの任に当たる。

(決議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 会 計

(会 計)

第 31 条 本会に会計を置く。

(会 計 年 度)

第 32 条 本会の会計年度は、毎年 2 月 1 日に始まり、翌年 1 月 31 日までとする。

(資 産)

第 33 条 本会の資産は次の各号から成る。

- (1) 年会費
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他収入

(資 産 の 管 理)

第 34 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は理事会の議決による。

2. 会計は、会長の指示の下で、事務局が担当し、会計業務を迅速かつ正確に処理し、収支状況、財産の状況を明らかにするため、次の各号の職務を行う。

- (1) 会費の徴収
- (2) 本会の事業に関わる金銭の出納
- (3) 収支計算書及び財務諸表の作成
- (4) その他会計業務に関する事項

(経 費 の 支 弁)

第 35 条 本会の経費は、第 33 条の資産をもって支弁する。

(監 査)

第 36 条 会計は、本会の資産及び前記の会計状況を明らかにするために、毎年度 1 回以上、監事の監査を受けなければならない。

(事 業 報 告 及 び 収 支 決 算)

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が以下の各号の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出(ただし、各付属明細書は除く)し、事業報告書については報告し、貸借対照表及び損益計算書については承認を受けなければならない。

1. 事業報告書及びその付属明細書
2. 貸借対照表及びその付属明細書
3. 損益計算書及びその付属明細書

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において、総選定会員の半数以上であって、総選定会員の議決権の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

(残余財産の処分)

第39条 本会が解散の際に有する残余財産は、会員総会の議決を得て、その処分を行うものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

4. 職員は有給とすることもできる。

第9章 附則

(委任)

第41条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第42条 本会則に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

付 則

本会則は、2003年2月23日から施行する。

改定履歴

2006年 2月26日定時総会にて全面改正

2007年 3月10日定時総会にて改定

2008年 3月 8日定時総会にて改定

2010年 3月 6日定時総会にて改定

2010年11月14日臨時総会にて改定

以 上